

答 申

第1 審査会の結論

知事が「高齢者福祉課（現：長寿社会課）に対する請願について（調書）」中の「2 事情聴取の内容等」欄及び「3 虚偽説明の事実認定」欄の非開示部分（請願者の氏名を除く。）について非開示としたことは、妥当である。

第2 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が令和6年9月5日付けで高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。以下「条例」という。）に基づいて行った「R6.7.23付け請願書に対するR6.9.3付け回答書（人事課所管）に関する調査報告書及び決裁文書等」の開示請求に対して、知事（以下「実施機関」という。）が令和6年9月19日付けで行った「令和6年7月23日付け請願書に対する令和6年9月3日付け回答書に関する決裁文書及び高齢者福祉課（現：長寿社会課）に対する請願について（調書）」（以下「本件公文書」という。）の部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を取り消し、条例第6条第1項第7号イに該当するとして非開示とした部分の開示を求めるといふものである。

第3 実施機関の本件部分開示決定の理由等

実施機関が弁明書及び意見陳述で主張している本件部分開示決定の理由等は、以下のように要約できる。

1 本件公文書について

本件公文書は、令和6年7月23日付けで知事宛てに請願書の送付があり、平成31年3月の高齢者福祉課職員が対応した介護保険に関する事案について、人事課が行った調査の結果であり、このうち、「高齢者福祉課（現：長寿社会課）に対する請願について（調書）」は、「1 A氏が主張する事案の概要」、「2 事情聴取の内容等」及び「3 虚偽説明の事実認定」で構成されている。

本件公文書に対して、審査請求人から令和6年9月5日付けで条例第5条の規定に基づく開示請求があり、条例第6条第1項第2号及び第7号イに該当することを理由として、本件部分開示決定を行った。

2 職員の懲戒処分及び人事上の措置について

職員が非違行為を行った場合、関係する職員に対し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づく懲戒処分又は人事上の措置（以下「懲戒処分等」という。）を行う場合がある。

懲戒処分等を行うか否かを判断するに当たっては、事実確認が必要である。このため、人事課において資料の収集、関係者以外に開示しないことを前提とした関係者への事情聴取等を行って事実確認を行う。事実確認後は、事案の概要、事情聴取の内容、事実認定、非違行為の有無や程度、懲戒処分等の判断等をまとめて調書を作成する。

この調書を基に、庁内において懲戒処分等の実施の適否の最終判断を行う。

3 条例第6条第1項第2号該当性について

本件公文書に記載されている請願を行った者の氏名及び住所は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものと認められるもので、かつ、ただし書のいずれにも該当しないものである。

4 条例第6条第1項第7号イ該当性について

本件公文書には、人事課が請願書に記載の事案に関係する職員に対して行った事情聴取の内容及び事実確認が記録されている。

本件公文書の事情聴取の内容を第三者に開示し、また、今後も事情聴取の内容を開示することになれば、事情聴取において、職員が全ての事実を話さなくなったり、率直な意見を述べなくなるなど、必要な情報を十分に得ることできなくなる。

以上のことから、条例第6条第1項第7号イに該当することは明らかである。

第4 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している主な内容は、次のように要約できる。

- 1 条例第6条第1項第7号イ該当部分については、本件部分開示決定を取消す裁決を求める。
- 2 本件公文書中の関係する職員に対して行った事情聴取の内容及び事実確認の部分について実施機関が非開示と判断した理由の主眼点は、「開示の場合は、事情聴取において職員が全ての事実を話さなくなったり、率直な意見を述べなくなる」ことである。事情聴取において職員が全ての事実を話すかどうか、率直な意見を述べるかどうかは、①元同僚である関係職員への影響、②高知県組織への影響、③自分自身への影響、④仲間（元同じ課の職員）意識、⑤高知県組織の風土的な状況等を考慮して決定されると考えられる。加えて、聴取を受ける職員の①責任感、②正義感、③正直さ、④公正さ、⑤勇気、⑥公共心、⑦真面目さ、⑧同情心など、当該職員本人の性格にも左右されると考えられる。

結局のところ、全ての事実を話すかどうか、率直な意見を述べるかどうかは、聴取を受ける職員の本人次第ということになる。このような状況において、非開示の前提だからといって、果たして全ての事実を話し、又は率直な意見を述べるとは限らない。核心部分について曖昧な受け答えをするなど無難な受け答えを行うこともありうるし、また、非開示だから事実を話さなくてすむと考える職員も存在すると考えられる。

以上のことから、「開示することになれば、事情聴取において、職員が全ての事実を話さなくなったり、率直な意見を述べなくなる」とする非開示理由は、明確な根拠・合理性を欠き不十分である。

- 3 また、懲戒処分を受けた職員の氏名等の開示によって、それ以降の別の事案の事情聴取において、「全ての事実を話さなくなる」などの著しい支障が生じているとは考えられない。このことから当該非開示理由は不合理である。
- 4 したがって、実施機関は、条例の定める非開示事由に該当することの立証責任を果たしていない。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、令和6年7月23日付けで知事宛てに、平成31年3月に介護保険に関して高齢者福祉課（現長寿社会課）の職員が対応した事案（以下「本件事案」という。）について第三者委員会による調査を求める請願書（以下「本件請願」という。）の送付があり、人事課において本件請願の請願者（以下「本件請願者」という。）に対して回答をするに際し人事課が作成した「令和6年7月23日付け請願書に対する回答書に関する決裁文書」である。本件公文書は、「電子決裁完了票」、「回議書」、「回答書案」及び「高齢者福祉課（現：長寿社会課）に対する請願について（調書）」（以下「本件調書」という。）から構成されている。このうち、本件調書は、「冒頭文」、「1 A氏が主張する事案の概要」欄、「2 事情聴取の内容等」欄、「3 虚偽説明の事実認定」欄から構成されている。

審査請求人は、本件部分開示決定のうち、条例第6条第1項第7号イに該当するとして非開示とした部分の取消しを求めているので、以下検討する。実施機関が本件公文書のうち条例第6条第1項第7号イに該当すると主張しているのは、本件調書中の「2 事情聴取の内容等」欄及び「3 虚偽説明の事実認定」欄の非開示部分（本件請願者の氏名を除く。）である。

2 条例第6条第1項第7号イ該当性について

- (1) 条例第6条第1項第7号イは、県の機関が行う事務事業に関する情報であって、県の機関における「審議、検討、協議、調査、研究等に関し、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に県民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすもの」に該当することが明らかなものについては非開示とすることを定めている。
- (2) 本件請願者は、本件請願に先立って令和4年8月2日付けで知事宛てに本件事案において虚偽の説明を行った高齢者福祉課職員等の処分を求める請願（以下「令和4年請願」という。）を行っており、人事課において、本件請願も令和4年請願と同様に本件事案において職員の対応が不適切であるとして当該職員の処分等を求める趣旨であると解釈し、本件請願に対して回答をするに当たり、本件請願に係る高齢者福祉課（現長寿社会課）の関係職員に対する事情聴取をし、虚偽の説明をしたり虚偽の公文書を提示したりしたことはないかなどの調査を行った。

本件調書は、この人事課における調査の結果を記載したものである。本件調書中の「2 事情聴取の内容等」欄の非開示部分には、事情聴取の対象者である関係職員の氏名・所属及び事情聴取を行った日時・場所並びに事情聴取の内容が記載されている。また、「3 虚偽説明の事実認定」欄の非開示部分には、人事課における虚偽説明等の非違行為の有無の事実認定に関する判断が記載されている。

実施機関は、本件調書中の当該非開示部分を非開示とした理由について、①関係者以外に開示しないことを前提に関係職員から聴取した内容が記載されており、第三者に開示されることになれば、事情聴取において、職員が全ての事実を話さなくなったり、率直な意見を述べなくなるなど、公正な処分等を行うために必要な情報を十分に得ることができなくなって、懲戒事案の事実調査及び公正な処分を決定する上で著しい支障が生じること、②さらに開示請求者に対して開示されることを前提とするならば、その内容が開示された場合に生じう

る種々の影響を考慮するあまり、非違行為に関わる事実認定や当該行為に対する評価等についての的確な記載をすることが困難になって、懲戒権者は、適切な裁量判断を行うことができなくなってしまうことを主張している。

これに対し審査請求人は、結局、全ての事実を話すかどうか、率直な意見を述べるかどうかは、聴取を受ける職員の本人次第であり、非開示を前提とするからといって、全ての事実を話し、又は率直な意見を述べるとは限らないと主張している。この点、実施機関は、仮に開示するとした場合に、心理的負担を受けずに全てを話す職員もいれば、心理的負担を受けて全てを話さない職員もいるであろうが、全てを話さなくなる職員が出てくる可能性がある以上、条例第6条第1項第7号イに該当しないとして開示するという判断はできないと主張している。

本件の人事課における関係職員の事情聴取は、懲戒処分等の当否の基礎となる職員の非違行為の有無の事実認定のために行われたものであり、事情聴取の対象者及び事情聴取を行った日時・場所を含め事情聴取の内容が今後開示されることとなれば、関係職員からの率直な意見の聴取が困難になり、県における適正な事実認定を基礎とする懲戒処分等に関する公正な意思決定が不当に損なわれることは明らかである。また、人事課における非違行為の有無の事実認定に関する判断についても事情聴取の結果であり、事情聴取の内容と一体をなすものと考えべきである。

したがって、本件調書中の「2 事情聴取の内容等」欄及び「3 虚偽説明の事実認定」欄の非開示部分（本件請願者の氏名を除く。）は、条例第6条第1項第7号イに該当すると認められる。

第6 結論

当審査会は、本件部分開示決定について以上のとおり検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断したので、答申する。

第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおり。

年 月 日	処理内容
令和7年5月9日	・実施機関から諮問を受けた。
令和7年8月22日 (令和7年度第1回第三小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和7年10月21日 (令和7年度第2回第三小委員会)	・実施機関から意見聴取を行った。 ・諮問の審議を行った。
令和7年11月13日 (令和7年度第3回第三小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和7年12月9日 (令和7年度第4回第三小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和8年1月20日 (令和7年度第5回第三小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和8年2月10日 (令和7年度公文書開示審査会(第3回全体会))	・諮問の審議を行った。
令和8年2月10日	・答申を行った。